

育成協働事業

提案募集の手引き

打合せ・調整期間：令和7年4月16日（水）～7月11日（金）

募集期間：各団体の事前調整終了後～7月25日（金）

常陸大宮市では、市民の皆さんと、協働によるまちづくりを進めています。

協働とは、市民団体等と市が、地域課題の解決など共通の目的を達成するために、お互いの特性を正しく認識、尊重しながら、主体的、自発的に連携することです。

本事業は、地域創生まちづくり計画の目標を実現するため、市民団体等から事業提案を募集し、市と協働で実施することで、行政や地域の課題の解決及びより良いまちづくりを推進することを目的とした制度です。

今回の募集では、令和7年度中に実施する事業を募集します。

常陸大宮市 地域創生部 地域創生課 市民協働G

電話：0295-52-1111（内線125・126）

E-mail:sousei@city.hitachiomiya.lg.jp



1 協働事業提案制度とは

地域創生まちづくり計画の目標を実現するため、市民団体等から事業提案を募集し、市と協働で実施することで、行政や地域の課題の解決及びより良いまちづくりを推進することを目的とした制度です。

【市民団体等とは】

市民団体・実行委員会、地縁組織、教育機関、協働の担い手になる可能性のある民間企業、商店街などの事業者、組合など社会貢献活動を行う団体をいいます。

【期待できる効果】

協働により取り組むことによって、次のような効果が期待できます。

○市民団体にとって

- ・行政が持つ情報やネットワークを活用し、事業を実施することで、ノウハウが蓄積されるとともに、今後の活動の場を拡大することができます。
- ・行政との役割分担により、事業の実現性が高まり、より効果的な事業を実施できます。
- ・市民から信頼を得ることができ、社会的認知度が高まります。

○市にとって

- ・様々な社会経験を通じた多様な知識や経験を有している人、又は市民活動団体等の持つ新しい視点やネットワークを生かし、多様化する市民ニーズに対応した公共サービスを提供することができます。
- ・市民活動団体の活動方法や考え方を知ることができ、事業手法の見直しや職員の意識改革の契機となります。

○市民にとって

- ・市民ニーズにあった質の高い公共サービスが受けられます。
- ・市民活動に積極的に参加できる機会が増えます。

2 募集区分

○自由提案型

下記の事業分野から常陸大宮市との協働により解決したいと考える課題について、自由な発想で提案してください。

※協働事業計画書（様式第3号）、市総合計画該当施策欄に下記番号を記載します。

【事業分野】

- ①未来を拓き、自分らしく輝くひとを育むまち（子ども子育て・教育・生涯学習）
- ②だれもが安心して暮らせるまち（医療・福祉・防災）

- ③自然と調和した快適で安全なまち（土地利用・社会基盤・環境・安全対策）
- ④みんなでつくる協働のまち（自治・交流・連携）
- ⑤魅力ある資源を生かした活力と誇りあふれるまち（産業・観光）
- ⑥その他

○行政提案型

市があらかじめテーマを示し、市民団体等に提案を求める事業で、本年度は下記の通り募集をしています。

- ・行政提案型：募集なし

3 応募資格

協働事業を提案できる方は、市内に事務所を置く法人又は市内に活動拠点を置く市民団体等であり、対象団体は次の全てを満たす必要があります。

- （１）提案時において５人以上で構成される団体であること。
- （２）組織の運営に関する規約、会則等を有し、組織としての実体をもつこと。
- （３）常陸大宮市において市税等の滞納がないこと。
- （４）次のいずれにも該当しない者
 - ア 市が事務局事務の全部又は一部を担っている団体等
 - イ 宗教又は政治的活動を目的とする団体等
 - ウ 常陸大宮市暴力団排除条例（平成２４年常陸大宮市条例第１７号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等
 - エ その他市長が不適当と認めるもの

※既に本事業に係る補助金の交付を受けた団体、または同一と判断される団体は、協働事業に応募することは出来ません。

※学校法人、医療法人等の公益法人に在学し、又は勤務する５人以上の団体については、一部要件を緩和し応募することが可能です。

※区や地縁団体が提案する場合、その団体の活動区域内の住民のみを対象とした事業は提案することができません。

4 対象となる事業

○ 対象となる事業は、下記の要件を満たすものとします。

- （１）市「総合計画」に沿った事業であること。
- （２）市内で実施される公益性のある事業で、地域の課題等の解決又はより良いまちづくりの実現に繋がるものであること。
- （３）協働で実施することでより効果が期待できる先進的な事業で、提案者と市との役割分担が明確かつ妥当であること。
- （４）事業計画及び予算の見積もりが適正であり、提案者が実施することが可能であると認められる事業であること。

(5) 単年度で実施される事業であること。

※育成協働提案事業は単年の補助となり、継続して補助は受けられません（事業の提案ができません）ので注意して下さい。

○ 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は提案できません。

(1) 営利を目的とする事業及び特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

(2) 宗教又は政治的活動を目的とする事業

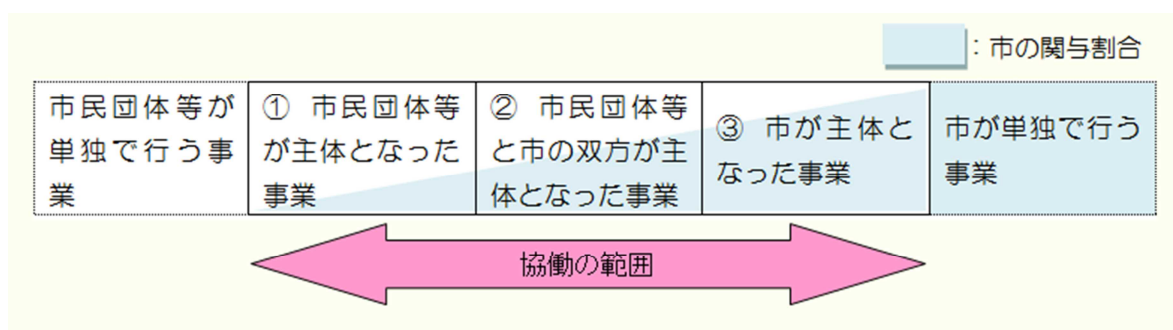
(3) 単に市民の親睦又は交流を目的とした事業

(4) 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われる事業

(5) 国、地方公共団体その他の機関から助成を受けている事業

(6) その他協働事業に適さないと認められる事業

※協働に適した領域（①～③が協働の範囲となります）



5 協働事業の提案から事業採択まで

(1) 協働事業の事前調整

協働事業を提案する際には、事前に事業内容について事業担当部署との調整が必要となります。

事前調整では、提案・応募を検討されている事業内容が市の課題と合致しているかなど確認させていただきますので、ある程度の事業計画は必要となります。

事前調整の結果、事業内容について、事業担当部署からのアドバイス、意見等があった場合は、事業追加又は修正をして頂くことがあります。

相談する際には、団体の概要と事業内容がわかる書類（任意様式）を用意して、地域創生課へお申込みください。

※事前協議が複数日に渡る場合もありますので、余裕を持って申込み下さい。

※事前調整を行っていない協働事業は、提案することができません。また、事前調整が整わない場合も、提案することができません。

(2) 協働事業の提案

協働事業を提案する場合には、協働事業提案書（様式第1号）に次に掲げる書類を添

付しご提出ください。提出書類は「配布（常陸大宮市役所1階 地域創生課）」「市ホームページでダウンロード」より用意してください。

- ア 市民団体等の概要書（様式第2号）
- イ 協働事業計画書（様式第3号）
- ウ 協働事業収支予算書（様式第4号）
- エ 構成員名簿（様式第5号）
- オ 市民団体等の定款、規約、会則等
- カ 前年度の活動報告書及び収支計算書
- キ 滞納のないことの証明書（市税の納税義務を有する団体構成員及び団体に限る。）
※申請日前1ヶ月以内に発行したもの
- ク その他市長が必要と認める書類

【提案書提出後の修正】

協働事業提案書を提出した後、事業担当部署より提案事業について修正等を要請する場合があります。その場合には事業担当部署と調整し、修正した協働事業提案書を再度提出してください。

（3）事業の採択

市長は、協働事業の選定を公正かつ公平に行うため、協働事業の適切性、事業効果等について、協働事業提案制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を求めたうえで、事業を採択します。

なお、採択にあつては予算の範囲内での事業数とします。

【審査委員会の役割】

審査委員会は協働事業計画書や協働事業収支予算書により、協働事業の適切性、事業効果の検討を行い、結果を市長に報告します。育成協働事業における審査は、書面審査のみとなります。

（4）事業選考の基準

審査項目	審査の視点
公益性	・多くの市民に貢献する事業であるか。 ・市民のニーズを的確に捉え、地域課題の解決に寄与する事業か。 ・公共事業としてふさわしい目的意識があるか。
協働性	・事業担当部署と団体がコミュニケーションを十分に取れているか。 ・事業目的を共有し、役割分担が明確かつ妥当であるか。 ・市民団体等と行政が協働することで相乗効果が発揮されるか。

実効性	・事業目的、規模、方法、目標、成果、スケジュールが明確であるか。 ・事業が主体的かつ計画的に実行されるか。 ・人員体制スケジュールは妥当であるか。
発展性	・活動の公益性と自立性が高まり、団体の活動が発展するか。 ・成果の活用や波及効果など将来展望が明確か。
独自性	・提案団体の特性が活かされた事業であるか。 ・創意工夫が凝らされ、これまでにない新しい視点、創造性があるか。
費用対効果	・適正な予算の積算がされており、財源確保がなされているか。 ・費用と事業内容（成果）のバランスが取れているか。

6 市が負担する経費について

市が負担する経費は、実施に要する経費のうち、7に掲げる経費とします。市が負担する額は、市負担対象経費の9／10（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とします。

7 市負担対象経費

区分	経費の種類
報償費	講師、指導者、事業協力者等への謝礼等
消耗品費	資料作成費、事業実施に必要な原材料費等 ※1点が10,000円未満のものに限ります。
印刷製本費	会議資料、パンフレット等印刷製本費
通信運搬費	郵送料、通信運搬費用
保険料	スタッフ、参加者等が加入する保険料
使用料及び賃借料	会場・施設の使用料、車両等の借用料
委託費	事業の実施に必要不可欠と認められる委託料 ※委託費の1/2を補助の上限とします。
備品購入費	事業の実施に必要不可欠と認められる備品購入費（※要相談） ※他事業での使用が可能な備品は対象外となります。 ※市負担対象経費合計の5分の1以内の金額となります。 ※原則、リース対応が困難、または著しく不利益な場合に限りします。

交通費	事業の実施に必要不可欠と認められる交通費 ※企画するイベント等へ構成員や参加者が参加するための交通費は対象となりません。
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

※次の費用は、原則として対象経費になりません。

○団体の維持や運営に関する経費 （例）事務所の家賃、光熱水費、通信料など

○団体の構成員や参加者などの飲食代 （例）会議、打合せ時などの飲食費

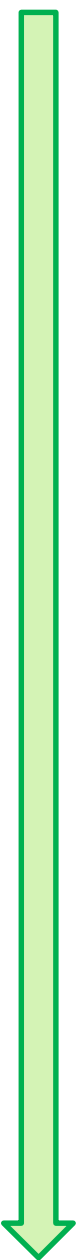
○支払ったことが領収書等により明確に確認でない経費

○団体の構成員に対する人件費や謝礼

○事業が終了した後まで残る機材・器具の購入費 （例）パソコン、カメラ

※補助対象経費に該当する経費であっても、社会通念上から判断して補助金を交付することが適当でないと認められるものは、補助対象経費になりません。

8 スケジュール



○提案事業についての 事前調整 4月16日～7月11日 ※必須	事業の内容等について事業担当部署との事前調整を受け付けます。事業の目的、市との役割分担度など具体的な検討を行います。 事業を計画する上での相談なども受け付けます。
○提案募集・受付 各団体の事前調整終了後 ～7月25日	提案の要件を満たしているか、不備がないかを審査します。
○審査・採択	提案した協働事業について、協働事業提案制度審査委員会において提出された書類に基づく審査を行います。 審査報告に基づき、採択事業を決定します。 ※ <u>予算の範囲内（3件程度）</u> での採択となります。
○協定の締結	提案団体と担当課が事業を実施する際の目的や役割分担、成果物の帰属等を再度協議し、協定を締結します。
○事業実施 協定の締結～ 令和8年3月31日	市が負担する経費の交付手続きを行っていただくとともに、計画に沿って事業を実施します。 ※必要に応じ中間ヒアリングを実施します。
○（事業終了後） 事業の自己評価 （振り返り）	協働事業評価シートを作成し、事業の自己評価を行います。
○事業報告会（翌年度）	事業終了後、事業の成果を公開の場で発表し、その内容を市HP等で公開します。

9 問合せ先

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町3135-6

常陸大宮市役所 地域創生部 地域創生課 市民協働G

TEL：0295-52-1111

FAX：0295-53-5415

E-mail：sousei@city.hitachiomiya.lg.jp

常陸大宮市HP：<http://www.city.hitachiomiya.lg.jp>

市民協働事業Q & A

1 応募について

- Q 1 個人でも応募できるのか。また、少人数の団体でも応募できるのか。
- A 1 本制度は「市民参加」ではなく、市民との「協働」が前提となります。執行体制等の組織性が必要となることから、個人は対象外とします。
また、少人数であっても募集要項で定めた応募資格の要件を満たしていれば応募することができます。
- Q 2 市外の団体は応募できるのか
- A 2 応募できる団体は、常陸大宮市内に活動拠点を有していることが条件となります。
- Q 3 複数の団体で共同して提案することはできるのか。
- A 3 共同で提案する場合、それぞれの団体が応募に必要な要件を満たしていれば応募が可能です。なお、共同で提案する場合、その構成員となる団体は、別の事業での提案ができません。
- Q 4 1団体で複数の事業提案をすることはできるのか。
- A 4 1団体1事業の応募となります。
- Q 5 実行委員会形式での応募はできるのか。
- A 5 提案できます。ただし、実行委員会の組織に市や市教育委員会が加入しているなど、対象とならない場合がありますので、事前にご相談ください。
- Q 6 コミュニティ団体が事業を提案できるのか。
- A 6 コミュニティ団体からの提案も可能です。しかし、事業効果が特定の地域のみならず、ある程度広範囲に及ぶことや総合計画の趣旨に沿った内容であることが求められます。

2 募集する事業について

- Q 7 市から補助金を受けている団体が、事業提案できるのか。
- A 7 提案する事業に対して市から補助金が交付されていなければ、事業を提案することは可能です。
- Q 8 市の既存事業を提案することはできるのか。
- A 8 市の既存事業には、その事業内容や形態から「協働には適さないと思われる事業」があり、その場合には、選考の対象とならない場合があります。また、既に市との協働により実施している事業については、担当課と直接調整することが望ましいので、本制度の対象外とします。

Q 9 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業とはどのようなものか。

A 9 ある特定の個人や団体のために行う事業のことで、構成員間のサービスや親睦、共益、互助のために行われる事業のことです。ただし、現時点では利益を受けるものが限定的かつ少数であっても、将来的に対象者が拡大し、社会全般の利益に繋がると考えられる事業は募集の対象となります。

3 市が負担する経費について

Q10 団体が通常の活動をしている事務所を使用する場合の家賃、光熱水費や電話代等の一部は対象経費となるのか。

A10 対象となる経費は、当該事業の実施に直接必要な経費であり、団体運営にかかる事務所等の家賃及び光熱水費等は、按分したとしても認められません。ただし、当該事業実施のため事務所以外の場所を借上げた場合等は対象となりますので、事前にご相談ください。

Q11 提案した経費の額は査定されるのか。

A11 経費については、協働事業提案制度審査委員会による審査や市との協議の中で査定される場合があります。

Q12 実際の事業の経費が申請時の交付決定額を超えてしまった場合、不足分は市が負担してくれるのか。

A12 採択時の額が上限となるため、実際に要した経費が交付決定額を上回ったとしても、市は不足分の負担はいたしません。

Q13 実際の事業の経費が申請時の額より少なくなった場合は、返金しなくてはならないのか。

A13 事業終了時に提出する実績報告により確定した補助金額（交付確定額）が市の負担額となります。交付確定額が当初の交付決定額より少ない場合は返金していただく必要があります。

4 選考・決定について

Q14 提案後または採択後に、計画内容が変わることがあるのか。

A14 提案後に市の担当部署との協議の結果、提案内容の修正を求める場合があります。また、審査の結果、条件付で採択された場合や、採択後に市の事業担当課との協議を行った結果、提案した事業内容が変更となる場合などにおいて、申請した経費が市負担対象として認められない場合があります。

Q15 事業実施にあたって成果物が生じる場合、その帰属はどのようなになるのか。

A15 事業採択後に協働事業の実施に関しての役割分担、成果物の帰属等について協議決定し、協定を締結することとなります。

5 その他

Q16 関係書類の保管はどのようになるのか。

A16 補助事業に係る関係書類の保管は補助事業終了の年度の翌年度から起算して、5年間としています。また、レシートや領収書についても事業完了報告の際に用途の確認を行いますので必ず保管してください。

Q17 クレジットカードやポイントカードの扱いはどのようになるのか。

A17 補助金は公的なお金のため、支払いにあたり個人が利益を得てはいけません。そのためポイントが付与されるクレジットカードは使用しないでください。また、商品購入の際に、個人のポイントカードでポイントを得ないでください。

Q18 まちづくり活動支援補助金との違いは何か。

Q18 協働事業提案制度とまちづくり活動支援補助の大きな違いは以下の通りです。

- ・協働事業提案制度・・・市担当課と一緒に事業を行い、問題解決を図る事業を対象とします。
- ・まちづくり活動支援補助・・・自分たちの力だけで、地域の活性化や問題解決を図る事業（イベント等の実施）を対象とします。

6 最後に

本制度を利用し事業を行った団体には、翌年度の事業報告会への参加のほか、今後「協働事業提案制度」をより発展させるため、新たに応募を考えている団体への助言や協力、市まちづくり委員会への参加をお願いする場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

